

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 八 二 一 号

(質問の 八二)

内閣衆質第八二号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員深澤義守君提出主食配給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員深澤義守君提出主食配給に関する質問に対する答弁書

一 最近全国的に米の需給状況が窮屈になっているのは、朝鮮動乱の影響としての貨車事情のひつ迫のため、昭和二十五年産米の県間輸送がやや円滑を欠くこと（二五、一一、二〇現在到着数量二三七千トン（二、五八〇千石）前年対比四八千トン（三二〇千石）減）及び、本年十月以降外米の輸入量が減少していることが主たる原因である。（外米輸入実績、二五年九月四二、一九八トン、十月二五、五六七トン、十一月五、四二四トン）

二 配給米のつき精度については、食糧検査官により厳格な検査を行わしめ、規定つき精度に達しないものについては、再つき精を行わしめる等、万全を期しているのであるが、御指摘のごとき事態があるとするれば、極めて遺憾であるから、具体的事例については実情調査の上善処致したい。

三 本年度の委託つき精については、昨年度までの実績に対する検討の結果、ここに最近飼料事情が著しく改善された等の諸事情をも考慮に入れて、その全国数量を明年五月末日までに配給を完了しうる見込

数量に限定することを基本方針とし、つき精計画樹立の方針等をも具体的に現地に指示して極力変質事故等発生を期することとした。

特にその生産精米の検査に関しては、従来その品質、量目等に関してもとかくの非難があつた事例にかんがみて、政府委託精米検査実施要領を定めて現地に指示し、検査の適正、慎重を期するとともに検査の結果不適格品等を生じた場合はすべてつき精工場の負担で再調製を行わしめることとした。なお精米を管外に搬出する場合には、品質及び量目について再確認をなすこととし、不適格品発見の場合は、これを除去する等その取扱に万全の措置を講ずることと致した次第である。

四 今米穀年度の主食の配給率は、今後の供給数量の増減によつて今後変更する可能性があるが、大体前年度の米食率を維持するとともに、米以外の主食は、麦製品を充当する計画によつて極力努力中である。

右答弁する。